別記様式

犬若しくは猫の引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況の報告

1　犬及び猫の引取り　（　　年度）

区分			成熟個体	幼齢の個体	合計	備考
犬	引取り数	所有者から				
		所有者不明	（　）			
	処分数	返還数				
		譲渡し数				
		殺処分数				
猫	引取り数	所有者から				
		所有者不明	（　）			
	処分数	返還数				
		譲渡し数				
		殺処分数				

2　負傷動物の収容

区分			成熟個体	幼齢の個体	合計	備考
犬	収容数					
	処分数	返還数				
		譲渡し数				
		殺処分数				
猫	収容数					
	処分数	返還数				
		譲渡し数				
		殺処分数				
その他	収容数					
	処分数	返還数				
		譲渡し数				
		殺処分数				

記入上の注意事項

⑴　本状況報告書は、毎年６月30日までに前年度分を取りまとめの上提出すること。

⑵　犬の引取り数の欄については、狂犬病予防法に基づく抑留犬を含めた数を記入すること（括弧内には抑留犬の数を記入すること）。

⑶　幼齢の個体の数は、離乳していない個体を記入すること。

⑷　引取りの際、幼齢個体と成熟個体の区別をしていないときは、成熟個体として記載すること。

⑸　返還数の欄には、引取り又は収容を行った後、所有者が発見され、所有者に返還した数を記入すること。

⑹　譲渡し数の欄には、引取り又は収容を行った後、飼養を希望する者へ譲り渡した数を記入すること。

⑺　犬、猫以外の動物を収容した場合には、動物の種類ごとに欄を追加して記入すること。

追　録

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成25年度の平成25年６月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成25年８月30日　　財　務　省

1　一　般　会　計

⑴　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	43,096,000,000	204,880,583	—	204,880,583	△42,891,119,416	0.4
租税	41,994,000,000	49,463,824	—	49,463,824	△41,944,536,175	0.1
所得税	13,898,000,000	—	—	—	△13,898,000,000	—
法人税	8,714,000,000	—	—	—	△ 8,714,000,000	—
相続税	1,495,000,000	8,395,369	—	8,395,369	△ 1,486,604,630	0.5
消費税	10,649,000,000	—	—	—	△10,649,000,000	—
酒税	1,347,000,000	4,372,190	—	4,372,190	△ 1,342,627,809	0.3
たばこ税	991,000,000	20,895	—	20,895	△ 990,979,104	0.0
揮発油税	2,566,000,000	22,762	—	22,762	△ 2,565,977,237	0.0
石油ガス税	11,000,000	344	—	344	△ 10,999,655	0.0
航空機燃料税	50,000,000	169	—	169	△ 49,999,830	0.0